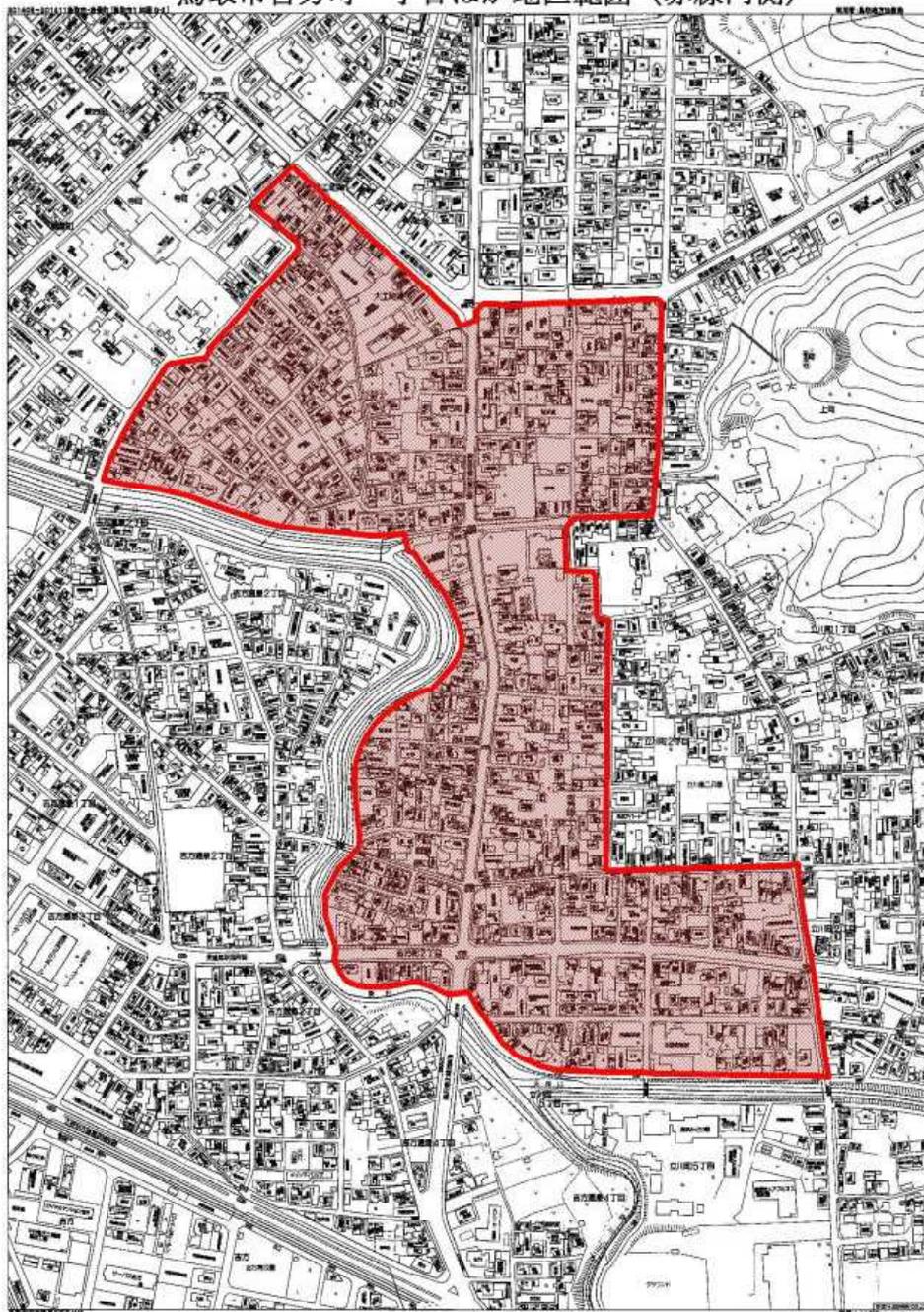


令和2年度，鳥取市吉方町一丁目ほか地区において地図作成作業を行います。

法務局では，現在，土地の正確な位置を特定するために，順次，精度の高い地図（※）を作成しており，令和2年度は，以下に図示した鳥取市吉方町一丁目，吉方町二丁目及び御弓町の全部並びに鳥取市寺町，大工町頭，中町及び上町の各一部地区において，新たな地図を作成することとしています。

（※）不動産登記法第14条第1項に規定された地図

鳥取市吉方町一丁目ほか地区範囲（赤線内側）



作業期間

令和2年4月から令和3年3月まで

実施機関

計画機関 鳥取地方法務局

作業機関 一般社団法人しらさぎ公共嘱託登記土地家屋調査士協会

地図作成の効果

- 調査結果に基づき、土地の正しい地目や面積（地積）を登記記録に反映します。
- 最新の測量に基づいて作成された地図及び図面（地積測量図）が法務局に備え付けられます。
- 土地の位置や区画が正確に特定できるため、境界に関する争いを防止できます。
- 境界杭や標識などが亡失しても、地図に基づいて境界を復元することができます。
- まちづくりのための公共事業が進みやすくなります。

お問合せ・連絡先

〒680-0011

鳥取市東町二丁目302番地

鳥取地方法務局 地図作成作業現地事務所（担当 大坪）

TEL（0857）22-2213

鳥取地方法務局 地図整備・筆界特定室

TEL（0857）22-2258